

## 令和4年度 居宅介護支援事業所運営指導における指摘事項について

令和5年3月  
小山市 高齢生きがい課

令和4年度につきましては、令和4年4月から令和5年3月までの期間に10事業所を対象として、運営指導を行いました。今年度指摘があった内容は下記の通りとなります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、状況に応じて書面審査及び管理者へのヒアリングを組み合わせて実施いたしました。

※根拠法令については下記のとおりです。

- ・「支援基準」:「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」  
(平成11年3月31日厚生省令第38号)
- ・「解釈通知」:「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」  
(平成11年7月29日老企第22号)
- ・「算定基準」:「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」  
(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
- ・「留意事項」:「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

(1)運営に関する基準

指摘	<b>【職員の員数】</b> 介護支援専門員の員数については、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とされているが、利用者の人数に対して介護支援専門員が不足している。
指導内容	業務負担等も考慮の上、職員配置や業務量について調整を行うこと。
根拠法令	・支援基準 第2条 ・解釈通知

指摘	<b>【管理者】</b> 居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置いていない。
指導内容	管理者は専らその職務に従事する常勤の者とする。ただし、管理者が管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合及び管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)はこの限りではない。
根拠法令	・支援基準 第3条 ・解釈通知

指摘	<b>【内容及び手続きの説明及び同意】</b> 利用者に交付している重要事項説明書について内容に記載漏れや誤りがある。
指導内容	居宅介護支援の提供の開始に際しては、利用申込者・家族に対し、下記の内容を説明する必要があるため、重要事項説明書等に記載した上で十分に説明を行うこと。 <b>【重要事項説明書に記載が必要な項目】</b> ① 運営規程の概要 ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数及び職務内容 ・営業日及び営業時間 ・指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・虐待の防止のための措置に関する事項(虐待の防止に係る措置は令和6年3月31日まで努力義務) ・その他運営に関する重要事項 ②介護支援専門員の勤務の体制 ③秘密の保持 ④事故発生時の対応 ⑤苦情処理の体制等
根拠法令	・支援基準 第4条 ・解釈通知

指摘	<p><b>【内容及び手続きの説明及び同意】</b></p> <p>前6ヶ月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下訪問介護等)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6ヶ月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅介護サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について、重要事項説明書等への記載がなく、説明が不十分である。</p>
指導内容	<p>必要な事項を重要事項説明書等に記載した上で、確実に説明を行い、書面で同意を得ること。令和3年4月以前から契約を行っている利用者に対しても確実に説明を行い、書面で同意を得ることが望ましい。</p>
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援基準 第4条第2項</li> <li>・解釈通知</li> </ul>

指摘	<p><b>【内容及び手続きの説明及び同意】</b></p> <p>病院又は診療所に入院する必要が生じた際には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求める旨の記載が重要事項説明書になく、説明が不十分である。</p>
指導内容	<p>病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求める旨を重要事項説明書等に記載した上で、確実に説明を行うこと。</p>
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援基準 第4条第3項</li> <li>・解釈通知</li> </ul>

指摘	<p><b>【指定居宅介護支援の基本取扱方針】</b></p> <p>指導実施時点において自己評価を行っていない。</p>
指導内容	<p>居宅介護支援の提供にあたっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る自己評価の取り組みを行う必要があるため、原則として1年の内に一度自己評価を実施すること。</p>
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援基準 第12条</li> <li>・解釈通知</li> </ul>

指摘	【勤務の体制】 勤務表において勤務の体制が不明瞭。
指導内容	勤務表は、事業所ごとに作成し、原則として月ごとの勤務表を作成すること。 また、介護支援専門員については、 ・日々の勤務時間が分かるように作成すること ・常勤・非常勤の別を記載すること ・管理者との兼務関係が分かるよう記載すること 勤務の状況等については管理者が管理する必要がある、非常勤の介護支援専門員を含めて指定居宅介護支援事業所の業務として一体的に管理すること。
根拠法令	・支援基準 第19条 ・解釈通知

指摘	【ハラスメントの防止】 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。
指導内容	方針の明確化等の必要な措置を講じること。 事業主が講ずべき措置の具体的内容 1. 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 2. 相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備 顧客等からの著しい迷惑行為の防止のため、事業主が講じることが望ましい取組 1. 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 2. 被害者への配慮のための取組 3. 被害防止のための取組
根拠法令	・支援基準 第19条第4項 ・解釈通知

指摘	【指定通知の掲示】 指定居宅介護支援事業所の指定及び指定の更新を受けた旨の通知の掲示がされていない。
指導内容	指定通知を事業所の見やすい場所に掲示すること。
根拠法令	・小山市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則 第4条

指摘	<p><b>【揭示】</b></p> <p>利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、揭示又は自由に閲覧できる形での備え付けがされていない。</p> <p>揭示されている内容が最新でない。</p>
指導内容	<p>重要事項が記載されている重要事項説明書等を揭示又は自由に閲覧できる形での備え付けをすること。</p> <p>内容の変更を行った際には、最新の内容のものを揭示又は備え付けること。</p>
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援基準 第22条</li> <li>・解釈通知</li> </ul>

指摘	<p><b>【秘密保持】</b></p> <p>介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならないが、必要な措置が不十分である。</p>
指導内容	<p>指定居宅介護支援事業者は、秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じなければならない。</p> <p>秘密保持の誓約を違反した場合についても必要な措置を講じること。</p> <p>また、個人情報の保管においては、書類棚の施錠を行うなど個人情報の漏洩の防止における適切な措置を講じること。</p>
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援基準 第23条</li> <li>・解釈通知</li> </ul>

指摘	<p><b>【秘密保持】</b></p> <p>サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならないが、文書による同意を得ていない。</p>
指導内容	<p>利用者及びその家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書により同意を得ること。</p>
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援基準 第23条</li> <li>・解釈通知</li> </ul>

指摘	【電磁的記録】 電磁的記録で作成、保存する際に安全管理が十分でない。
指導内容	電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
根拠法令	・支援基準 第31条 ・解釈通知

指摘	【介護支援専門員資格の更新】 介護支援専門員の資格について更新の手続きがされていなかった。
指導内容	主任介護支援専門員資格・介護支援専門員資格における更新研修の修了状況や有効期間、更新の手続き状況等の確認・把握をすること。 更新研修を修了しただけでは資格を更新したことにはならないため、必ず更新申請の手続きを行うこと。介護支援専門員資格を失効したものは、介護支援専門員として従事することはできない。介護支援専門員資格がないまま居宅介護支援を提供した場合、介護報酬は返還となる場合がある。
根拠法令	・介護保険法第7条第5項、第69条の7、第69条の8、第69条の39第3項第3号

指摘	【変更の届出等】 運営規程の変更に伴う変更届が提出されていない。
指導内容	変更届に、新旧の運営規程を添付して速やかに提出すること。
根拠法令	・介護保険法 第75条 ・介護保険施行規則 第133条

(2)介護報酬に関する基準

指摘	【居宅介護支援費の算定】 取扱件数が40以上60未満の部分について居宅介護支援費 I i が算定されていた。			
指導内容	居宅介護支援費を算定する場合は次に掲げる区分に応じ、それぞれの所定単位数を算定すること。			
	居宅介護支援費	取扱件数	要介護1・2	要介護3・4・5
	I i	40未満	1,076 単位	1,398 単位
	I ii	40以上60未満	539単位	698単位
	I iii	60以上	323単位	418 単位
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定基準</li> <li>・留意事項</li> </ul>			

指摘	【居宅介護支援費Ⅱの算定】 情報通信機器の活用又は事務職員の配置を行っていたが、居宅介護支援費 I が算定されていた。			
指導内容	情報通信機器の活用又は事務職員の配置を行っている場合は、「情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書」を市に提出し、居宅介護支援費Ⅱを算定すること。			
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定基準</li> <li>・留意事項</li> </ul>			

指摘	【退院退所加算】 退院退所加算を算定しているが、要件を満たしていない。			
指導内容	<p>病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に算定できる。</p> <p>上記の要件を満たした場合に算定すること。</p>			
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定基準</li> <li>・留意事項</li> </ul>			

### (3)居宅サービス計画作成にあたっての指導・助言

指摘内容	【総合的な居宅サービス計画の作成】 介護保険サービス以外で行っている支援の内容についてケアプランに記載がされていない。
指導内容	居宅サービス計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等も含めて居宅サービス計画に位置付けることで総合的な計画となるように努めること。
根拠法令	・支援基準 第13条第3号、第4号 ・解釈通知

指摘	【課題の把握(アセスメント)】 課題分析項目について、厚生労働省が示した課題分析標準項目の一部に漏れがあった。
指導内容	居宅サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握(アセスメント)を行わなければならない、それに当たっては厚生労働省が示した利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる方法を用いて確実にを行うこと。
根拠法令	・支援基準 第13条第6号 ・解釈通知 ・介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について (平成11年11月12日 老企第29号)

指摘	【アセスメント】 アセスメントの実施時期と居宅サービス計画作成時期の期間が空いている。
指導内容	アセスメントの結果に基づき居宅サービス計画を作成するにあたって適切な時期でアセスメントを行うこと。
根拠法令	・支援基準 第13条第8号 ・解釈通知

指摘	【モニタリング記録】 モニタリング記録に記載漏れがある。
指導内容	モニタリングの結果の記録は、一連のケアマネジメント業務を行っていることを証するため重要な資料であることから、漏れなく記録を残すこと。
根拠法令	・支援基準 第13条第14号 ・解釈通知

指摘内容	【主治医等への居宅サービス計画の交付】 居宅サービス計画に医療サービスを位置付けているが、主治の医師等に居宅サービス計画を交付していない。 または、交付した記録がない。
指導内容	医療サービスを位置付けた居宅サービス計画を作成した際は、円滑な連携に資するよう主治の医師等に居宅サービス計画を交付しなければならない。 また、交付に当たっては日時や手法等について支援経過等に記録すること。
根拠法令	・支援基準 第13条第19号の2 ・解釈通知

指摘	【居宅介護支援の開始】 居宅サービス計画作成を受ける旨の届出以前にアセスメント、サービス担当者会議、居宅サービス計画の作成を行っていた。
指導内容	居宅介護支援を受けることについて同意を得て、居宅サービス計画の作成を受ける旨の届出を行ってから、居宅介護支援を開始すること。
根拠法令	・介護保険法 第46条 ・支援基準 第4条第1項 ・解釈通知